

1 根拠法令

博物館法（博物館協議会）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

千葉市立博物館設置条例（博物館協議会）

第3条 法第20条第1項の規定に基づき、千葉市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 法第21条の規定による委員の任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

千葉市立博物館協議会運営規則（教委規則第8号）

第1条 この規則は、千葉市立博物館設置条例(昭和58年千葉市条例第28号)第3条第1項の規定に基づき設置された千葉市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要に応じて開催する

2 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 協議会の庶務は、博物館において処理する。

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会にはかって定める。

2 平成 26 年度までの協議会の状況及び議会等における意見

- 平成 26 年度末に「千葉市史跡保存整備委員会設置条例」（平成 27 年 3 月 9 日条例第 29 号）が制定され、文化財保護法第 109 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された史跡及びその周辺の保存管理計画及び整備計画に関する事項、史跡等の公開及び活用方法に関する事項、史跡等の調査及び研究に関する事項の諮問機関が設置されたことを受け、加曽利貝塚博物館は、千葉市立博物館協議会への諮問を行わないこととなった。
- 郷土博物館は、「時代の変化を見据えながら、博物館構想を検討するとともに、郷土博物館が本市の歴史を後世に伝えるための調査研究及び展示施設としてさらに充実するよう、見直しを図る」こと、「本市の原始、古代から現代に至るまでのわかりやすい展示とする」こと、「本市の歴史を総合的に学べる博物館」ことを目指すこととした。（平成 20 年第 1 回定例会）

3 平成 27 年度及び 28 年度における郷土博物館の検討状況（進捗）



《郷土博物館のあり方に関するこれまでの検討状況》

- 千葉市立博物館協議会の役割について
- 諮問すべき論点について
- 都市アイデンティティ戦略プランとの関連
- 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年 12 月 20 日文科科学省告示第 165 号）、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書（平成 22 年 3 月）、博物館の原則 博物館関係者の行動規範（日本博物館協会）（平成 24 年 7 月）、博物館に関する基礎資料（平成 24 年度：国立教育政策研究所）等の調査・検討
- 今後の基本方針、事業方針の明確化
- 「歴史民俗系博物館がめざすもの」（千葉市立郷土博物館のあり方レポート）の作成

4 検討課題等

- めざす博物館の姿
 - ・調査・研究活動、収集・保存活動、展示活動学習・体験活動、学習者等利用者サービス、情報発信活動等
- 公共施設見直し指針（千葉市資産経営基本方針）を踏まえた、施設規模、立地等の検討
- 全館空調、風除機能の対応
- 収蔵環境の検討（資料の収集・保存）
 - ・分散管理している郷土博物館、加曽利貝塚博物館、埋蔵文化財調査センターの文化財等の管理方法（花見川第三小学校、更科小学校旧下田分校跡、旧塩田給食センター跡など）
- フィールドミュージアム、学習観光としての千葉城の活用、登録博物館について